

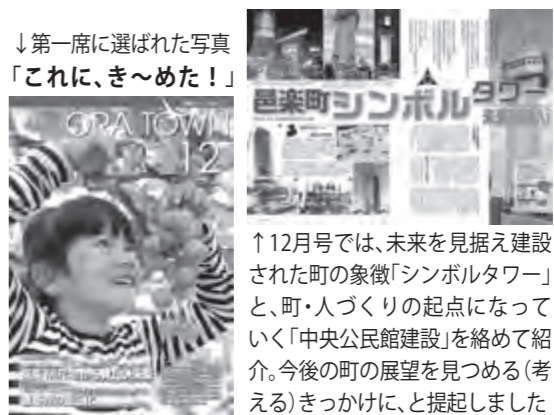
表彰

群馬県市町村広報コンクール
広報おうらが第二席、写真の部で第一席

1月16日、県と県広報協会主催の市町村広報コンクールの審査会で「広報おうら12月号」が、広報紙町村の部で第二席に選ばれました。審査員からは「町民の誰もが知っているタワーマンションの企画は難しかっただろうが、豆知識をちりばめて旅行雑誌風に読める」「巨大な活字が美しい」などの評価を受けました。

さらに「子どもの表情がよい」などと好評だった同表紙が、写真の部で第一席に選ばれました。第一席に選ばれた写真は、日本広報協会主催の全国広報コンクールに出品されます。

▼問合先 役場企画課 47-5007



↓第一席に選ばれた写真「これに、き～めた！」



↑12月号では、未来を見据え建設された町の象徴「シンボルタワー」と、町・人づくりの起点になっていく「中央公民館建設」を絡めて紹介。今後の町の展望を見つめる(考える)きっかけに、と提唱しました

福祉

母子・父子家庭や父母のいない児童が対象
入学や進学への支度金を支給

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父母のいない児童

▼支給額
小学校入学(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ) 1万円
中学校入学(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ) 1万5,000円
高等学校進学(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ) 2万円

※高校に進学しない場合は、中学校を卒業したときに該当になります。

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む

▼申請締切 4月30日(金)

▼申請・問合先 役場子ども支援課 47-5044



税金

4月1日現在所有している人に税金がかかります
軽自動車の廃車・名義変更はお早めに



軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更、住所変更などで手続きをしていない人は、お早めに手続きをお願いします

▼手続きが必要な場合
①自動車を買ったり、下取りに出したりした場合
②自動車を廃車した場合
③住所・名前を変更した場合

※手続先などは、下表をご覧ください。

【5月第1・2週に車検予定のある人】
口座振替の特例があります

軽自動車税の振替納税日は、4月30日(金)ですが、5月の第1・2週に車検予定のある人は「軽自動車税納期前口座振替申出書」を役場税務課に提出することで、4月24日(金)に口座振替することができます。納税証明書の発送は4月30日(金)となります。

※一部対応できない金融機関もありますのでご注意ください。

▼提出期限 4月13日(金)まで

▼申請・問合先 役場税務課 47-5013

種別	手続・問合先
軽自動車、四輪乗用・四輪貨物など	軽自動車検査協会群馬事務所 050-3816-3109
二輪の小型自動車・軽二輪(125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局群馬運輸支局 050-5540-2021
小型特殊自動車(農耕作業車など) 原動機付自転車(125cc以下のバイク)	役場住民課 47-5015
普通自動車	税について▶県自動車税事務所 027-263-4343 登録について▶関東運輸局群馬運輸支局 050-5540-2021

※群馬県ナンバーのものは、役場では手続きできません。購入した販売店や修理店、または関東運輸局群馬運輸支局などに相談してください。

軽自動車税に関するお知らせ
広報おうら1月号6ページでお知らせした「軽自動車税の新税率の適用」について変更がありました。平成27年度税制改正により、二輪車および小型特殊自動車については適用開始を1年延期し、平成28年度から適用となります。

子ども

毎年申請が必要
病児・病後児保育

お子さんが病気などで集団保育ができないときにお預かりします。

▼利用資格 町内に住所を有し保育園や幼稚園に通園している児童、保護者の就労などの理由により家庭保育が困難な状況にある小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する人

①当面症状の急変は認められないが、病後回復期にいたため集団保育が困難
②病後回復期にあるが集団保育が困難
※病状によっては利用できない場合があります。

▼実施施設 こやなぎ小児科病児保育室(館林市富士原町)

▼定員 1日6人

▼保育日・時間 月～金曜日(午前8時～午後5時30分)ただし、祝日・年末年始・小児科休診日を除きます

▼保育料 月額2,000円

※町民税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯は無料。

▼利用方法 事前に役場子ども支援課で利用登録をし、病児保育室へ電話で予約のうえ申し込む

※登録書と申込書は左記にあります。

▼申請・問合先 病児保育室(館林市富士原町) 47-5023

子ども

料金は無料。平成27年度の登録児童
児童館を利用する児童の受付

▼利用時間
一般児童 放課後～午後5時(放課後自由に児童館を利用できます)
留守宅児童 放課後～午後6時30分

※保護者が働いており、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申し込みに就労証明書などが必要です。家族の人が迎えに来ることも条件です。

▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

児童館名	電話番号
南児童館(長柄小北)	88-2258
北児童館(高島小東)	88-3715
中央児童館(中野小北)	88-6135
東児童館(中野東小北)	88-1360

全ての児童館で専任の職員が児童の指導に当たり、遊び場所や生活の場を提供します

生活

平成27年度から補助金額を増額します
浄化槽補助金制度

町では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、平成27年度から、より環境へ配慮した浄化槽の設置経費に対する補助金を増額します。

▼補助対象 申請者が居住するための住宅に設置する浄化槽で、次の①・②両方に該当する10人槽以下の合併処理浄化槽

①低炭素社会対応型(省エネ) 浄化槽
プロワー消費電力が、
5人槽 52ワット以下
7人槽 74ワット以下
10人槽 101ワット以下

②窒素またはリン除去能力のある高度処理型浄化槽
放流水について次のいずれかの機能を有するか、それ以上の高度処理機能を有する浄化槽。
総窒素濃度 1ℓあたり20mg以下
総リン濃度 1ℓあたり1mg以下

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	16万5,000円	44万4,000円
7人槽	21万6,000円	48万6,000円
10人槽	28万5,000円	57万6,000円

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合。
②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認したうえで、適正に撤去、または単独処理浄化槽などを雨水貯留槽などに再利用し、合併処理浄化槽を設置する場合。

▼補助金額 左表のとおり

▼平成27年度申請受付期間 4月1日～平成28年1月29日(金)

※予算額に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。

【注意事項】
・申請をせずに浄化槽工事を完了したものは補助対象外です。
・工事は浄化槽補助金申請をしてから始めてください。
・申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

▼問合先 役場水道課 47-5037